



## 国保特定健診および後期高齢者健診のご案内

国保特定健診および後期高齢者健診はお済みですか？

対象の方にはオレンジ色の封筒で受診券を送付しています。年に一度は健診を受けてご自分の体の状態を確認しましょう。

### ◎健診項目

身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質、肝機能、血糖、肝機能、貧血など） ※心電図は国保のみ、血清アルブミンは後期のみ

- 個別健診** 令和4年2月28日（月）まで実施  
以下の医療機関に直接お申込みください。

上野医院、上山医院、宇和田胃腸内科、大塚病院、久保循環器内科医院、黒木胃腸科医院、児玉内科クリニック、西都児湯医療センター、佐藤クリニック、三財病院、すぎお医院、鶴田病院、富田医院、東米良診療所

- 集団健診** 必ず予約が必要です。  
健康管理課 国保係・高齢者医療係にお申込みください。

健診日	曜日	場所	時間	セット内容
1月19日	水	保健センター	8:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルス ・前立腺がん</li> <li>・大腸がん</li> </ul>
2月3日	木		～	
2月15日	火	コミュニティセンター	9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がんバリウム（1/19のみ）</li> <li>・肺がんX線（2/3のみ）</li> <li>・胃がんリスク（国保のみ）</li> </ul>

### 【注意事項】

- ・健診は、医療機関での個別健診・集団健診・簡易人間ドックのうちいずれかを年度内に1回しか受診できません。
- ・これらの健診は「さいとくポイント対象事業」です。個別健診を受診された方は健診受診結果通知表と、さいとくカードを健康管理課までご持参ください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378）

## 子宮頸がん検診医療機関申込先変更のご案内

市の子宮頸がん検診を実施している「はた産婦人科医院（宮崎市）」の申込先の変更がありましたので、お知らせします。

### はた産婦人科医院（080-8395-2025）

受診申込みの際は、月曜日、水曜日、金曜日（ただし、祝日対応不可）の午後12時30分から4時までにご連絡をお願いします。

ほかの検診医療機関については、がん検診受診券はがきをご確認ください。がん検診受診券はがきが手元にない方は、再度発行しますので、健康管理課 健康推進係（43-1146）までご連絡ください。

市の子宮頸がん検診を受診できるのは、集団検診・個別検診・妊婦健診時のいずれかとなり年度内に1回のみです。

- 対象：西都市に住民登録のある20歳以上の女性（年度年齢）
- 期間：令和4年2月28日（月）まで
- 内容：問診、視診、細胞診 ●料金：1,000円

※西都市国民健康保険の方は600円（保険証を提示）

※JA西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）

※以下の①～⑤のいずれかに該当する方は**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方（税務課発行の世帯の課税証明書を提示。コンビニ発行不可）
- ④生活保護世帯の方（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）
- ⑤今年度、21歳になられる方（保険証を提示）（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方）

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 敬老バス事業のお知らせ

市では、市内に現在3か月以上お住まいの満70歳以上の方を対象に「敬老バスカードの発行」「高齢者用バス定期券購入の補助」を行っております。

### ● 1乗車200円の「敬老バスカード」を発行します

内 容	コミュニティバスや路線バス（デマンド型を含む）の <b>市内での利用に限り</b> 、1乗車200円で利用できます。
必要な物	①顔写真（縦3cm×横2.5cm） ※肩から上を半年以内に撮影した写真 ②身分証明書（健康保険証など）
申請場所	福祉事務所 高齢者福祉係（市役所1階）、各支所
備 考	・必ず本人が窓口で申請を行ってください。 本人確認を行います。

### ● 「高齢者用バス定期券購入の補助」をします

内 容	バス会社で販売するバスの6か月定期券（15,000円）の購入に対し、5,000円を補助します。
必要な物	①身分証明書（健康保険証など） ②印鑑
申請場所	福祉事務所 高齢者福祉係（市役所1階）
備 考	・必ず本人が窓口で申請を行ってください。 本人確認を行います。 ・定期券を購入する前に申請してください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010）

## 令和4年 西都市成人式について

令和4年西都市成人式は、以下の日程・内容で開催します。  
新型コロナウイルス感染症対策のため、例年とは異なる部分がありますので、よくご確認のうえ、ご参加ください。

【日 時】 令和4年1月5日（水）

受付：午前10時30分～

式典：午前11時～11時30分

【会 場】 市民会館（西都市小野崎2丁目49）

【対 象 者】 平成13年4月2日～平成14年4月1日生の方

【入場方法】 令和4年西都市成人式は「**全席指定**」とさせていただきます。市より送付される「案内状」を、会場まで忘れずに持ってきてください。

※西都市に住民票がない方は事前申込みが必要です。

①成人者氏名（ふりがな） ②生年月日

③出身地区（中学校区） ④案内状送付先住所

⑤同世帯主名 ⑥電話番号

を社会教育係まで直接または電話・FAX・メールにてお申込みください。

【そ の 他】 ○案内状は、12月上旬までにお手元に届きます。

○保護者の方の会場内入場はできません。

○宮崎県内に「緊急事態宣言」が発令されている場合、「成人式は中止」といたします。西都市および宮崎県の発する情報にご注意ください。

○新型コロナウイルス感染症の状況によっては、さらなる対策にご協力いただく場合があります。その際は、別途ご案内します。

【連 絡 先】 市教育委員会 社会教育課 社会教育係

電話：35-3009 FAX：43-2067

メール：syakyo@city.saito.lg.jp

（文書取扱：社会教育課）

## 税務課 資産税係からのお知らせ

◎ 固定資産税の賦課期日（基準日）は1月1日です。ご協力をお願いいたします。

### <土地の現地調査について>

土地の利用状況が変わった場合（更地にして駐車場にした、太陽光パネルを設置したなど）は、資産税係職員の現地調査が必要ですのでご連絡ください。なお、農地については、農業委員会にご相談ください。

### <家屋の現地調査について>

家屋を新・増築したり、家屋を取り壊した場合は、資産税係職員の現地調査が必要ですのでご連絡ください。

**なお、1月1日以後に連絡いただいた場合は、取り壊した日のわかるもの（解体工事の領収書など）が必要ですので、お早めにご連絡ください。**

また、年末・年始にかけて完成が見込まれる家屋についても現地確認を行いますのでご連絡ください。

### <償却資産の申告について>

償却資産とは、農業を行っている方や工場・商店などを経営される方、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている方などが、その事業のために用いている事業用資産（構築物・機械・器具・備品など）に対して課税される固定資産税です。

これら事業用資産を、法人税や所得税の申告において、減価償却費などの経費として計上している方は課税の対象となります。

なお、**償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を、その資産の所在する市町村長へ申告する義務**があります。

【 申告対象者 】 令和4年1月1日時点で、事業用資産を所有している個人や法人

【 申告場所 】 税務課 資産税係 窓口

【 申告方法 】 申告書の提出

【 申告書送付時期 】 12月中旬 ※ 申告書が届かない場合はご連絡ください。

【 申告期限 】 令和4年1月31日（月）

## 障害者控除対象者認定書の交付について

障害者手帳の交付を受けていなくても、市が障がい者に準ずると認めた場合、税の控除（障害者控除）を受けることが可能です。このためには申請に基づき市が発行する「障害者控除認定書」が必要です。

**※すでに「身体障害者手帳などで控除を受けている方」および「本人又は扶養義務者が非課税で申告する必要のない方」は、障害者控除対象者認定書は必要ありませんのでご注意ください。**

### 1. 認定の対象者

市内在住の方で次の①から③のすべてに該当する方

- ① 寝たきり、認知症および身体障がいにより日常生活に一定基準以上の支障がある65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、原爆認定書を所持していない方
- ③ 本人または扶養者で税の控除が必要な方

### 2. 認定基準日

所得控除を受けようとする対象年の12月31日で判定

### 3. 申請方法

申請書を福祉事務所 高齢者福祉係に提出（郵送可）

※申請書は福祉事務所窓口にて受取か、市ホームページ（申請書ダウンロード）から印刷が可能です。

### 4. 申請者

本人または家族（申請者が本人でない場合、対象者、申請者それぞれの認印が必要です）

### 5. 交付方法

申請書受理後、障がい状態を確認・審査のうえ後日受取となります。郵送希望の方は返信用封筒をご用意ください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010）

## 事業承継をご検討されている皆さまへ 事業承継支援事業補助金のご案内

市では、事業承継やM&A（第三者承継）を予定されている方に対して補助金を交付します。

### 1. 補助対象者の要件

- (1) 令和4年2月末日までに、市が指定する支援機関（宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、日本政策金融公庫宮崎支店など）からの支援を受けたうえで、事業承継に係る業務を専門事業者（弁護士、税理士、中小企業診断士）などに委託すること
  - (2) 個人の場合 市内で事業を営む中小企業者であること
  - (3) 法人の場合 市内に主たる事務所を設置し、かつ、市内で事業を営む中小企業者であること
  - (4) 親族間による事業承継でないこと
  - (5) 市税の滞納がないこと
- ※その他詳しい要件などは、商工観光課へお問合せください。

### 2. 補助対象経費

事業承継に必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用など（経費の総額が30万円未満の場合は対象外）

### 3. 補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助限度額 50万円

4. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係  
43-3222

（文書取扱：商工観光課）

## カセットボンベ缶やスプレー缶などは 必ずガス抜きをして出してください

ごみ集積所に、中身が残っていたり、穴の開いていなかったりするカセットボンベ缶やスプレー缶などが出されていることがあります。これらは資源回収車の火災や処理施設での爆発の原因となり、施設の損傷や人命などにかかわる重大な事故につながる恐れがあります

こうした事故が起きると、市のごみ収集業務がストップしてしまうことにもなりかねません。

カセットボンベ缶やスプレー缶などを出す場合は、以下の点をしっかり守ってください。

○カセットボンベ缶やスプレー缶などは**中身を完全に使い切った後、必ず穴を開け「金属類」**で出してください。

缶がカラになったかどうかを確認するには、缶を振って音を聞きます。「シャカシャカ」「チャプチャプ」などの音がすれば、まだ中身が残っていますので、完全に中身を出しきって缶をカラにしてください。

○**ガスを抜く際には火気に注意し、風通しのよい屋外で行ってください。**

○最近のカセットボンベ缶などには、ガスを抜くためのガス抜き機能がついているものもあります。説明書を確認してください。

○ライターはガスを完全に使い切り、できるだけ少量ずつ金属類で出してください。なお、数が多い場合には生活環境課（43-3485）までご相談ください。

（文書取扱：生活環境課）

## 親元就農者に対する支援事業のご案内

本市では、5年以内に親元就農した農業後継者を対象とした「**親元就農等育成支援事業**」を実施しております。事業の要件などについては以下のとおりです。

親元就農等育成支援事業	
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に居住するおおむね45歳未満の農業後継者（もっぱら農業に従事する者）</li> <li>・ 就農して5年以内であること</li> <li>・ 国の農業次世代人材投資事業および旧青年就農給付金のうち経営開始型の交付を受けていない者</li> <li>・ 市税等の滞納がない者</li> </ul>
事業対象経費	新たな農業経営などへの取り組み（部門経営、新品目や規模拡大など）に必要な農業機械または施設の整備に係る費用 例）管理機、防除機、動力噴霧器など ※汎用性の高い機械（パソコン、軽トラックなど）は除きます。
補助率	導入費用の1/2以内（上限20万円） ※過去にこの事業を受けた方は申請できません。
申請方法	申込書による申請となりますので、まずはお電話にてご相談ください。 申込み期間は、令和4年2月末まで。

申込書の送付や事業内容の詳細、その他ご不明な点がございましたら、農業創生係（43-0382）までご連絡ください。

（文書取扱：農林課 農業創生係）

## 病虫害防除対策に伴う野焼きの実施について

例年、各地域において病虫害防除対策としての農地・畦畔などの「野焼き」については、以下の期間内で、申請に基づき許可しております。各地域においては、農事実行組合長などの農家の方が、許可期間内において実施日を決めています。休日に実施される場合がほとんどですが、具体的な日時については、各地域の農事実行組合長などにご確認ください。

<地区割当期間>

妻・穂北地区・・・令和4年1月14日（金）～1月27日（木）

三納・三財・都於郡地区・・・令和4年1月28日（金）～2月11日（金）

※令和4年1月14日（金）～2月11日（金）の期間内であれば、割当地区外でも火入れが可能です。また、地域の事情や天候により、この期間以外に許可する場合があります。

※ごみの屋外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

（文書取扱・問合せ：農林課 32-1013）

## 農道への駐車などについて

西都市、西都警察署、JA西都、西都市土地改良協議会からのお願いです。

農道は、農作業や住民の大切な生活道としての役割を果たしています。いまだに農道への長時間駐車などで、ほかの車が通れなかったり、農道や水路敷にハウス用のビニールや資材などの農業用資材が置かれたりしているところがあります。

**特に、農道への長時間駐車は交通違反であり、交通取り締まり対象となります。**

農道の役割やほかの利用者のことを改めて考えていただき、必要があれば、ご自分の土地内に用地を確保し、農道への長時間駐車や水路敷などの公用地に資材などを置かないようお願いいたします。

（文書取扱・問合せ：農林課 農村整備係 43-3432）

## 西都都市計画道路の変更(案)に関する公聴会のお知らせ

本市では、都市計画道路として計画決定されて以来、事業未着手となっている路線について見直し作業を行っています。今回、妻高校前の市道改良を実施することから、都市計画道路については廃止とし、それに伴う交差点計画を見直すこととなりました。

つきましては、この案に対する皆さまのご意見をお聞きするために以下の日程で**公聴会**(※)を開催します。参加をご希望の方は建設課 都市デザイン係(43-1321)までご連絡ください。

※) 市が計画に反映させるために、地域住民などの意見を直接聞く場です。公述人の申込みがない場合には、公聴会は中止いたしますので、開催については都市デザイン係にご確認ください。

### ●公聴会と公述人申込み方法など

【公聴会の対象案件】 西都都市計画道路の変更(案)  
3・5・9号公園通線の変更、  
3・5・10号高校前通線の廃止

【公述人募集の期間】 12月13日(月)～27日(月)

【公聴会の開催日時】 令和4年1月11日(火)  
午前9時30分開始

【公聴会の開催場所】 市役所4階 議会委員会室1, 2

### 【公述人申込み方法】

公述申出書を以下の問合せ先に電話・ファックスで請求し、意見の要旨など必要事項を記入の上、お申込みください。

【問合せ先】 建設課 都市デザイン係  
TEL: 43-1321  
FAX: 43-4865



(文書取扱: 建設課)



## マイナンバーカード交付・申請のため 日曜日窓口を開庁しています

マイナンバーカードをすでに申請済みで、交付通知書(はがきなど)が届いているが、仕事などで平日は市民課に来ることができない方のために日曜日にもカードの交付を行っています。また、これからカードを作りたい方には、新規申請(無料写真撮影付き)も行っています。  
ただし各支所では、休日申請などは行っていません。

●日時：12月12日(日)、26日(日)、  
令和4年1月9日(日)、23日(日)

●時間：午前9時～午後3時

※マイナンバーカードに関する手続きには、**電話予約が必要**です。必ず事前に電話予約をお願いします。

※日曜日当日の予約・キャンセルはできませんのでご了承ください。

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係  
35-3020

(文書取扱：市民課)

## 各支所でマイナンバーカードが作れます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付(写真撮影付き)を無料で行っていきます。一度来庁するだけで、本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。

ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020
- 穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111
- 都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111
- 東米良支所：49-3031

### 【マイナンバーカード有効期限通知書(青色の封筒)】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。

2月が誕生月の方は、1月中旬ごろまでに有効期限通知書(青色の封筒)が届きますので、電話予約をしてからカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。各支所で更新手続きはできません。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字  
利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず電話予約をお願いします。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

(文書取扱：市民課)

## 犬・猫は正しく飼いましょう

犬や猫などのペットに関する苦情が増えています。ペットを飼われている方は、ルールとマナーを守り責任をもって飼いましょう。

### ○ふん尿は片付けてください。場所にも配慮をお願いします

公共の場や私有地などへのふん尿の放置はルール違反です。特に道路や門柱塀などにふん尿をされて困っているとの苦情が寄せられています。

排泄は散歩前に自宅で済ませておくことが理想ですが、外で排泄をする場合は場所に十分配慮し、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

### ○野良犬・野良猫などに餌を与えない

野良犬や野良猫などに一度餌を与えると、餌を求めて集まり、住み着いてしまいます。餌を与えることで、子どもが生まれ、増やすことになりま。そうすると、鳴き声がうるさい、敷地内にふん尿をされたり、車を傷つけられたなど、近隣に大きな迷惑を及ぼします。無責任に餌を与えることはやめましょう。

### ○放し飼いはやめましょう。

ペットはリードにつなぐか室内で飼いましょう。脱走したペットが他の家のペットを襲った事例もあります。また、車にひかれたり、家に帰れずさまようなどペット自身にも危険が及びます。

ペットが逃げないよう施錠の確認やリード・首輪の確認を行いましょう。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 「食品ロス」削減に努めましょう

### ○食品ロスとは

買い過ぎてしまった総菜やまとめ買いをして余った肉や野菜、食べ切れないほど作ってしまった料理など、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食べ物のことを「食品ロス」といいます。

### ○年間約612万トンの食品ロスが発生

日本では、平成29年度に約612万トンの食品ロスが発生したと推計されています（農林水産省推計値）。国民1人あたりで考えると、毎日お茶碗1杯分、年間約51kgの食品を捨てる計算です。

### ○その半分は家庭から出ています

食品ロスは、食品メーカーや小売店、飲食店、家庭などさまざまな場所で発生しますが、その約半分は家庭から出された食品です。

#### ■家庭における食品ロスの原因

- (1) 食べ残し
- (2) 賞味期限切れなどにより手つかずのまま廃棄
- (3) 厚くむきすぎた野菜の皮など

#### ■食品ロスを減らすために

**「買いすぎない」「作りすぎない」「注文しすぎない」そして「食べきる」**ことが重要です。

世界には食べものが足りなくて苦しんでいる人たちが多くいます。また多くの子どもが命を落としているという現実があります。こうした食べものを必要としている人たちがいる一方で、日本では売れ残りや期限切れ、食べ残しが原因でたくさんの食べものが捨てられています。

**一人ひとりが「もったいない」を意識して、「食品ロス」削減に取り組みましょう。**

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

記紀の道ドキュメンタリー映画

## 「みちのみちのり」上映会

ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメの出逢いの物語が残る「記紀の道」。この記紀の道に携わる人々の想い、心地よい風景、地域の歴史、地域の愛を描いたドキュメンタリー映画「みちのみちのり」が完成し、上映会を開催します。ご家族そろって、ぜひご鑑賞ください。

なお、ご入場の際は新型コロナウイルス感染症対策に伴い、入口で職員による検温、マスク着用の確認、手指の消毒、社会的距離の確保などにご協力ください。

【上映日】12月19日（日）

【上映時間】70分

（1回目）開場：午後1時 上映：午後1時30分

※上映終了後監督によるトークショーがあります。

（2回目）開場：午後4時 上映：午後4時30分

（3回目）開場：午後6時30分 上映：午後7時

※1～3回目すべて200席限定販売となります。

【料金】前売券 1,000円（当日券1,200円）全自由席

※3歳未満は膝上の鑑賞無料、座席が必要な場合は有料

【上映会場】市文化ホール（コミュニティプラザパオ3階）

【後援】市、市教育委員会、一般社団法人西都市観光協会  
宮崎日日新聞社

【協力団体】妻北地域づくり協議会

【チケット】市文化ホール事務所（市働く婦人の家内）

妻北地域づくり協議会事務局（市公民館内）

市勤労青少年ホーム

コミュニティプラザパオ1階インフォメーション

【主催】映画「みちのみちのり」製作委員会

【問合せ先】TEL 090-5479-3230（清武）

TEL 090-3669-0622（伊東）

（文書取扱：建設課）

市勤労青少年ホーム主催

## 「お正月向け寄せ植え」講座

\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

勤労青少年ホームでは「お正月向け寄せ植え」講座を開催します。縁起のよい植物を用いて、お正月にふさわしいオリジナルの寄せ植えを作って新しい年を迎えませんか。

【開講日】12月25日（土）午後1時30分～3時

【場所】市勤労青少年ホーム（集会室）

【条件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【材料費】2,000円

【費用】当ホーム会員登録料 200円（本年度未登録の方のみ）

【準備物】ゴム手袋、手拭きタオル

【定員】8名（応募多数の場合は抽選となります）

### ◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込みください

○受付時間：月～土曜（午後1時～8時）※日曜・祝日は休館

○受付期間：12月1日（水）～17日（金）

○問合せ先：市勤労青少年ホーム 32-6301

※中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

（文書取扱：商工観光課）

市民会館自主事業  
第22回オカリナ太鼓コンサート

\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

今年で22回目となるオカリナ太鼓コンサート。子どもから大人まで、みんなで作るこのコンサートは、優しい音色と勇ましい太鼓の融合で心に響く時間をお過ごしいただける内容です。ゲストのオカリナ奏者・大沢聡さんによるトリプルオカリナの演奏、そして4度目の日本一に輝いた「橘太鼓響座」の演奏と目が離せません。

夕方に終演を迎えるスケジュールですので、ご家族そろってゆっくりとお楽しみいただけます。現在チケット発売中です。

●開催日● 12月25日(土) 開場：午後2時 開演：午後3時

●出演者● 西都オカリナキッズ、西都市児童館和太鼓体験ちびっこ太鼓  
西都古墳太鼓保存会、オカリナ・アンサンブル宮崎

《ゲスト》大沢聡(オカリナ奏者)、橘太鼓響座(和太鼓演者)

●入場料● 全席自由 小学生以上500円 ※当日券がある場合も同額  
(未就学児は整理券が必要です。市民会館で事前配布しています)

●会場● 市民会館 ホール

●プレイガイド● チケット発売中  
市民会館、出演団体、  
シティサイト株式会社、市文化ホール、  
Aコープさいと店、  
メディキット県民文化センターチケットセンター

◆車椅子席は市民会館のみでの取り扱いとなります。

◆新型コロナウイルスの影響により中止や内容変更の場合もございます。  
その際はホームページやフェイスブックでご報告いたします。

◆座席を減らして公演を行うため、販売数が少なくなっております。  
お買い求めの際は、お早めにお問い合わせいたします。

●お問合せ●  
市民会館(43-5048) ※月曜日は休館  
その他、いろいろな情報を発信しております。ぜひご覧ください。  
■西都市市民会館ホームページ <http://fep6.jp/>  
■西都市市民会館フェイスブック(YouTubeも始めました)

◎サポートスタッフ随時募集中◎  
市民会館主催の事業の際に、お手伝いしていただくサポートスタッフを募集しています(登録制)。もぎりやお客様案内が主な仕事です。  
ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

(文書取扱：社会教育課)

## 「オレンジカフェ」を開催します

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今回は、参加者の皆さんと一緒にクリスマスリース作りをします。

もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】12月9日(木) 午後1時30分～3時

※12月は第4木曜日ではなく第2木曜日の開催です。

【開催場所】生きがい交流広場(妻町1丁目73番地)

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・介護に興味のある方など

【内容】クリスマスリース作り など

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター(担当:小牧真由美) 32-9595

市南地区地域包括支援センター(担当:小牧朋子) 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申し込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。

※参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。また水筒など水分補給できるものをご持参ください。

(文書取扱:健康管理課 地域包括ケア推進係)

## 市営住宅の入居者募集について

### ◆「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月(奇数月):5月・7月・9月・11月・1月・3月
2. 抽選会日時:毎回25日前後、午前10時開始
3. 入居申込

○申込用紙を記入の上、必要書類(住民票、所得証明書など)を添付してお申し込みください。

○申込月の翌月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。

**※1月抽選については、12月末までに申込完了の方が対象**

4. 抽選会開催の通知

○入居希望住宅が空家(入居可能)になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報(空家状況、開催日時、会場など)を通知します。

### ◆「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は住宅係までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について (11月17日現在)

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	15	国分	2	宮之下	3
稚児ヶ池	57	島内	1	鹿野田	9
稚児ヶ池南	5	南方	29	山田	14
酒元	10	杉安	6	都於郡	0
妻東	10	椿原	17	岩崎	2
白馬	8	たて野	0	再開発	9
瀬口	10	札の元	2	合計	209

(文書取扱・問合せ:建築住宅課 住宅係 43-0379)

## 令和4年度 新田原基地モニター募集について

新田原基地では、令和4年度新田原基地モニターを募集します。基地モニターには基地内研修、他自衛隊の研修を通じ防衛および新田原基地に対する認識を深めてもらうとともに、基地に対するご意見およびご要望を基地の運営に反映させることを目的としています。

1 モニター委嘱期間 令和4年4月から令和5年3月のモニター会議終了まで

2 応募人員（基準） 10名

3 活動内容（基準）

(1) 平日における新田原基地研修（研修時間：午前9時～午後4時、研修回数：期間中4回程度）、基地行事への参加、会議への出席およびアンケートへの協力

(2) 平日における他自衛隊研修（期間中1回）

4 応募資格

(1) 宮崎県内に在住し、基地広報行事など（基地航空祭、基地見学など）への参加が負担にならない方

(2) 基地モニター会議への出席、アンケートへの協力、自衛隊および新田原基地の諸政策に対する意見の提出などができる方

(3) 防衛および航空自衛隊に関心のある方で、今まで基地や駐屯地へ立ち入ったことがない方

(4) 過去に新田原基地モニターを経験されたことのない方

なお、国会議員および地方公共団体の議会の議員、常勤の国家公務員および地方公務員の方、基地協力団体所属の方は応募出来ません。

5 応募方法

次の事項を記入して、令和4年1月21日（金）までに以下の送付先へ郵送（当日消印有効）またはメールにて応募ください。

(1)郵便番号・住所 (2)氏名（ふりがな） (3)性別、生年月日、年齢 (4)職業 (5)電話番号 (6)モニター希望の理由

6 選考 書類および面接にて選考されます。面接日の調整については、後日連絡があります。

7 送付先

〒889-1492 児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 広報班 基地モニター募集係 宛

8 その他 委嘱の通知については、3月下旬までに選考された方に連絡があります。

9 問合せ先

新田原基地広報班 35-1121（内線5293）

ホームページURL：<https://www.mod.go.jp/asdf/nyutabaru/index.html>

メール：[5wg-adm111@inet.asdf.mod.go.jp](mailto:5wg-adm111@inet.asdf.mod.go.jp)

（文書取扱：危機管理課）

## 「芸能・合唱・生涯学習」合同発表会(仮称) 作品展示・舞台発表の団体募集

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

今年度、初めての試みとして「芸能大会」「生涯学習フェスティバル」「合唱祭」が一堂に会し発表する「芸能・合唱・生涯学習」合同発表会(仮称)の開催を計画しており、生涯学習団体による作品展示および舞台発表について、参加団体を募集します。

市内で活動されている生涯学習関連団体の皆さん、作品展示や舞台発表などにより日ごろの活動の成果を披露してみませんか。

希望する団体は、ぜひお申込みいただきますようお願いいたします。

開催期間：令和4年3月6日(日)を中心とした3月上旬

開催内容：作品展示(3月上旬 搬入・展示)  
舞台発表(3月4～5日リハーサル、3月6日発表予定)

開催場所：市民会館を予定(作品展示・舞台発表)

募集予定：作品展示10団体程度、舞台発表10団体程度  
※団体での申込みに限ります。

申込方法：市公民館および各地区館に備え付けてある応募用紙に必要事項を記入し、社会教育係(市役所3階)に提出してください。  
受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。

申込締切：12月24日(金)

その他：詳細につきましては、後日申込者に連絡します。  
実行委員としてイベントの運営に協力をお願いします。

(文書取扱・問合せ：社会教育課 社会教育係 35-3009)

## 宮崎県立産業技術専門校高鍋校 「販売実務科」令和4年度入校生募集

県立産業技術専門校高鍋校では、令和4年度「販売実務科」の入校生を募集します。販売実務科とは、知的障がい者が就業に必要な知識や技能を得られるよう開設された訓練科です。

訓練生は販売に関する実習やパソコンの基礎などを学ぶことができます。さらに企業での職場体験実習も行います。

- 1 募集人員 10名
- 2 訓練期間 1年間(令和4年4月から令和5年3月まで)
- 3 募集対象者 ①～③のすべての要件を満たす方
  - ① 中学校または特別支援学校卒業者もしくは令和4年3月に卒業予定の方で、療育手帳を所持している方または関係機関から同等と判定された方で、身辺処理の自立および通学が可能で、集団生活や職業訓練の面で支障がないと認められる方
  - ② 訓練と就労への意欲があり、また職業的自立が可能と認められる方
  - ③ 公共職業安定所に求職の申込みを行っており、公共職業安定所長から受講指示が受けられる方
- 4 願書受付期間 第1次募集 12月6日(月)～24日(金)  
第2次募集 令和4年2月18日(金)～3月4日(金)  
※2次募集は、1次募集の応募状況などによっては実施しない可能性があります。
- 5 選考試験日 第1回選考 令和4年1月17日(月)  
第2回選考 令和4年3月15日(火)
- 6 提出書類 入校願書、調査書(在校生のみ)、健康状況申告書、療育手帳の写しまたは関係機関発行の判定書の写し

<問合せ先>

〒884-0003 児湯郡高鍋町大字南高鍋1770  
宮崎県立産業技術専門校高鍋校  
電話：23-0523 ファックス：22-0065

(文書取扱：商工観光課)

## 西都市地域子育て支援センター つばさ館

子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です（利用料は無料です）。

### <12月の行事予定>

- 1日（水）12月の制作（今月中随時）  
 2日（木）助産師さんに聞いてみよう①（予約制） 10:00～12:00  
 3日（金）リトミック♪（予約制） 10:30頃～  
 9日（木）誕生会（12月生まれ） 10:30頃～  
 （冠などの準備があるので、参加希望の方はご連絡ください）  
 9日（木）ベビーフォト体験会（予約制） 13:00～ 参加費500円  
 15日（水）アタッチメントベビーマッサージ（予約制）  
 （参加費:500円 オイル代込み） 10:30頃～  
 16日（木）おでかけ支援（生きがい交流広場） 10:30頃～  
 17日（金）つばさ館カフェ①（リース）予約5組 10:30～ 参加費500円  
 20日（月）助産師さんに聞いてみよう②（予約制） 10:00～12:00  
 21日（火）クリスマス会（予約制） 10:30～  
 24日（金）つばさ館カフェ②（リース）予約5組 10:30～ 参加費500円  
 27日（月）給食試食会（予約制） ※1食350円  
 28日（火）親子クッキング（予約制） 10:30頃～ 参加費150円  
 ※ベビーフォト体験会の予約は12月1日（水）から受け付けます。  
**12月29日（水）～1月3日（月）の間、つばさ館はお休みします。**

### ◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

- 【住所】西都市白馬町3番地（認定こども園こどもの家敷地内）  
 【連絡先】TEL：43-1049 FAX：43-1079  
 【利用時間】月～金曜 午前9時～午後3時、  
 土曜 午前9時～12時（育児相談可）  
 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。  
 【一時保育】料金・時間は1時間単位（1時間350円、4時間1,200円）  
 です。詳しくはお電話ください。

（文書取扱：福祉事務所）

## 西都市青少年育成センターだより

### いじめや差別をしない心、許さない心、見逃さない目をもちましょう

- 「いじめを受けている」と感じる人がいれば、そこには『いじめ』が存在しているのです。
- する側は、ちょっとしたいたずらや意地悪だと思っても、受ける側には、それがくり返し続けば『いじめ』なのです。
- 『いじめ』は、いじめる側にいかなる理由も言い訳も成立せず100%いじめる側が悪いと考えましょう。
- 無視や仲間はずしも『いじめ』です。

子どもが、いじめる側にもいじめられる側にも立たないように親がアンテナを張って見守りましょう。そして、まずは親自身が偏見をもたず、**【いじめや差別は絶対にしない、許さない】**という態度を子どもに示していくことが大切です。

子どものことで悩みはありませんか。  
 気軽にお電話ください。

しんみに いろいろ  
 4 3 - 1 6 1 6

原則として、火・水・木曜日の 午後1時～4時

（文書取扱：西都市青少年育成センター〔社会教育課内〕）